

<サポーターポイント制度 活動の流れ>



熊本市介護保険課又は各区役所福祉課へ、持参又は郵送にて申請書を提出
<サポーター登録>

※申請書は、熊本市介護保険課又は各区役所福祉課に設置してあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

※介護保険課で登録資格を確認し、ボランティア活動保険に加入した後、サポーター・ポイント手帳及び登録証を郵送します。手帳と登録証が届いてから活動を始めてください。



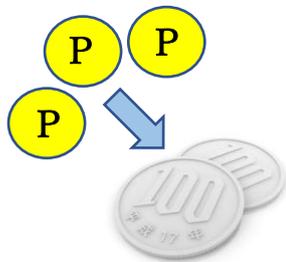
受入れ機関にて指定の活動を行う。

※詳細は、登録時にご確認ください。



ポイント手帳にスタンプを集める。

※サポーター登録時に交付されたポイント手帳に、活動に応じたスタンプを押下してもらいます。



集めたポイントを転換交付金に換金する。

※1ポイント100円、上限50ポイント5,000円。10ポイント以上から換金可。(ただし、介護保険料の滞納があると換金不可。)